



## 二重課税された給与について

### 第 259 回

又野さん：みらい先生、こんにちは！

みらい：こんにちは、お久しぶりですね。そういえば、今年からマレーシア子会社へ勤務することになると、お聞きしましたよ。

又野さん：そうです。今回はその準備のため研修も兼ねて数カ月間出張してきました。本格的にはこれからですが、とても楽しみにしています。そこで、今日はマレーシア出張に係わる税務の件で相談に伺いました。実は、今回の子会社への出張は今年の4月から4カ月の予定でしたが、仕事が長引き、結局10月まで滞在することとなりました。

みらい：3か月も延長とは大変でしたね。

又野さん：仕事ももちろん色々大変だったのですが、滞在期間を延長したことによって、マレーシアの税金も納めなくてはならなくなってしまいました。

みらい：なるほど。通常は、「短期滞在者免税」という制度によって、一時的に日本を離れて海外の会社に勤務することがあっても、その滞在日数の合計が183日以下であれば、その期間中に日本の会社から支払われた給料については、日本でのみ課税されます。しかし、今回のように滞在日数が183日を超えると、日本から支払われる給与について、マレーシアでも納税義務が発生し、結果として一つの所得に対して日本とマレーシアの両国で納税義務が発生します。いわゆる二重課税ですね。マレーシアでの申告は大変だったと思いますが、大丈夫でしたか？

又野さん：今回は親会社側で申告手続きを手配してもらったので、特に問題ありませんでした。ですが、マレーシアの税金を払ったことにより、給与の手取り額がいつもより低くなってしまいました。会社都合で海外出張が延長となったのに、納得がいきません。何とかならないでしょうか？

みらい：国際的な二重課税を調整するための措置として、外国で納めた税金を、日本で納めるべき税金から控除できる「外国税額控除」という制度があります。又野さん：ぜひ使いたいですね！どうすれば、その制度を利用できるのでしょうか？

みらい：確定申告書に控除を受ける金額を記載して、「外国税額控除に関する明細書」と「外国所得税を課されたことを証明する書類」を添付することで適用を受

けることができます。

又野さん：それで納めたマレーシアの税金が全額戻ってくるわけですね？

みらい：いいえ、必ず全額戻ってくるとは限りません。「外国税額控除」は、「その納めた外国税額」と「控除限度額」のうちいずれか低い金額を所得税の額から控除すると規定されています。この「控除限度額」は、その年分の所得税額に、その年の所得総額のうち国外所得の占める割合を乗じて算出します。

< 算式 >

$$\text{控除限度額} = \frac{\text{その年分の所得税の額}}{\text{その年の所得総額}} \times \frac{\text{その年の国外所得金額}}{\text{その年の所得総額}}$$

この算式に当てはめて計算した控除限度額の方が、納付した外国税額より多ければ、全額控除できます。

又野さん：わかりました。帰って計算してみます。ちなみに、確定申告期限の3月15日を過ぎてしまっても、大丈夫なのでしょうか？

みらい：この制度は確定申告を行う事が要件となっていますので、今年の1月1日から5年以内であれば適用を受けられます。

又野さん：それは良かったです！

みらい：本格的に海外転勤となる前の、時間のあるうちに手続きしておいた方が良いでしょう。

又野さん：はい、わかりました。ありがとうございました！

#### < 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都千代田区・国内9拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/